

福島県中小企業等株式上場支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県出身首都圏大学生などのUターン就職の受け皿となる魅力ある県内企業を増やすべく、県内の株式上場企業を増加させることを目的として、株式上場を目指す県内の中小企業等に対し、上場申請に向けた必要経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「本店」とは、会社法(平成17年法律第86号)第4条に規定する本店を、「本社」とは、管理、企画部門などを置く経営上の中心となる事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、日本国内の金融商品取引所での株式上場を目指す企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 県内に本店又は本社を置く者
- 二 株式上場後も、引き続き県内に本店又は本社を置く者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 補助金交付申請年度における上場に向けた準備で、監査法人、公認会計士、証券会社、株式事務代行機関、IRコンサルティング会社又はコンサルティング会社等との契約締結に基づくもの
- 二 本要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体の補助金等を受けていないもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に定める経費とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

- 一 監査法人又は公認会計士に対して支払う経費(ショートレビューの実施、各種改善に関する助言、会計監査)
- 二 証券会社に対して支払う経費(改善提案、引受審査)
- 三 株式事務代行機関、IRコンサルティング会社又はコンサルティング会社等に対して支払う経費(株式事務の代行、企業情報の発信、各種改善に関する助言等)
- 四 その他知事が必要と認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、補助対象者が実施する事業に要する前条に規定する補助対象経費の2分の1以内かつ500万円以内(1千円未満の端数があるときは、これを切り捨て

た額とする。)とする。

2 補助対象者が補助金の交付を受けることができるのは、同一年度において1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、「福島県中小企業等株式上場支援補助金交付申請書」(第1号様式)に、次の各号の書類を添えて提出するものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

一 補助事業計画書(第2号様式)

二 納税証明書(県税に未納がないことを証明するもの)

三 履歴事項全部証明書及び定款

四 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書並びに税務申告書

五 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧

六 会社概要等(県内における事業所、従業員数及び本社機能について説明する資料を含む)

七 上場に関する計画書

2 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者が役員に含まれている者は、交付申請をすることはできない。

3 福島県知事(以下「知事」という。)は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長あて照会することができる。

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行う者は、交付申請をすることはできない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、「福島県中小企業等株式上場支援補助金交付決定(不交付)通知書」(第3号様式)により申請者へ通知するものとする。

2 知事は、交付決定をする場合において当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付与するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の通知を受けた補助対象者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までに、その旨を記載した書面により申請を取り下げることができる。

(変更等の申請)

第10条 第8条の通知を受けた補助対象者は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ「福島県中小企業等株式上場支援補助金交付変更申請書」(第4号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で知事が認めるものについてこの限りではない。

2 前項の軽微な変更で知事が認めるものとは、次に定める場合で、事業計画の大幅な変更がないもの

をいう。

- 一 第5条各号に定める経費の区分ごとに配分された額について、いずれか低い額の20%以内で流用しようとするとき

(変更交付決定)

第11条 知事は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、「福島県中小企業等株式上場支援補助金変更交付決定通知書」(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助の対象となる事業が終了したときは、事業が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに「福島県中小企業等株式上場支援補助金実績報告書」(第6号様式)に、次の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 補助事業報告書(第7号様式)
- 二 契約書、領収書の写し等補助対象経費を証する書類
- 三 その他知事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福島県中小企業等株式上場支援補助金額確定通知書」(第8号様式)により補助対象者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第8条若しくは第11条で通知している交付決定額と確定額が同一である場合においては、省略できるものとする。

(補助金の支払い)

第14条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、「福島県中小企業等株式上場支援補助金に係る精算払請求書」(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- 二 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき
- 三 労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関連法令に違反する行為があったとき

- 2 知事は、前項の取消しをした場合には、その旨を「福島県中小企業等株式上場支援補助金交付決定

取消通知書」(第10号様式)により補助対象者に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 補助対象者は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

- 2 補助金を受けた者は、報告等を求められた場合には、速やかにその報告等に応じなければならない。

(調査への協力)

第17条 知事は、補助対象者が補助を受けた後において、補助対象者の株式上場に関する状況を調査することができる。

- 2 補助金を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

(成果の公表)

第18条 知事は、補助金の交付を受けて実施した補助事業の内容について、企業名、補助金額及び成果等をホームページ等により公表することができる。

(補足)

第19条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。